


所管部課	企画財政部 企画課	部長	田代雄己			
件名	東大和市長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について		区分	○		1 審議事項
関係事項	条例規則	東大和市組織規則				
	部課機関	企画財政部企画課、社会教育部社会教育課				
<p>1. 要旨</p> <p>平成30年4月1日付けの組織改正及び事務分掌の見直しに伴い、市長の権限に属する事務である企画課所管の「平和施策の企画及び推進に関すること」について、教育委員会の事務を補助する職員（社会教育部長及び社会教育課長）に補助執行させるため、改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容 別表第4（第3条関係）に以下の項目を追加する。 ① 補助執行職員：教育委員会の社会教育部長及び社会教育課長 ② 補助執行事務：平和施策の企画及び推進に関すること。</p> <p>(2) 施行日 平成30年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 平和施策については、市指定文化財である旧日立航空機株式会社変電所の保存と密接するものであるとともに、平和については、生涯学習と密接する分野であることから、教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させることにより、事務の能率的処理を促進し、効果的で効率的な事務の実施が期待できる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成29年12月19日 東大和市長から東大和市教育委員会教育長に対し、市長の権限に属する事務の補助執行について協議文書を発出。</p> <p>平成29年12月25日 東大和市教育委員会教育長から東大和市長に対し、市長の権限に属する事務の補助執行について同意する旨の文書受理。</p> <p>※文書課審査済み</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等） 特になし</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議審議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。